

介護サービスの利用

サービスを利用した場合、利用者は費用の1割～3割を支払います。

高額介護サービス費 ★申請が必要です

1割～3割の自己負担（月額）が、下記の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻され負担が軽くなります。（世帯での利用者負担の合計が一定額を超えた場合、払い戻しが受けられます。）

対象者	自己負担の上限額（世帯合算）
①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者および生活保護受給者	15,000円（個人）
②市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
③市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80円超の方	24,600円（世帯）
④市町村民税世帯課税の方	44,400円（世帯）

対象となる方にお知らせしますので、「介護保険高額介護サービス費支給申請書」を福祉健康課窓口へ提出して下さい。

食費・居住費（滞在費）負担限度額認定申請（施設入所者、短期サービス利用者）

★申請が必要です

世帯の所得に応じて、下表の第1段階～第3段階に該当する方は食費・居住費（滞在費）の負担限度額が設定されます。

利用者負担段階	対象者
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者および生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
第4段階	市町村民税世帯課税の方（預貯金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方）

「介護保険負担限度額認定申請書」を福祉健康課窓口へ提出して下さい。

高額医療・高額介護合算制度 ★申請が必要です

医療保険と介護保険の自己負担額の年額が限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

合算した場合の自己負担限度額（年額：毎年8月～7月）

区分	後期高齢者 + 介護保険（75歳以上）	国民健康保険又は 会社の健康保険 + 介護保険（70から74歳）	国民健康保険又は 会社の健康保険 + 介護保険（70歳未満）
現役並み所得者及び上位所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	34万円

対象となる方で後期高齢者医療に加入の方は千葉県後期高齢者医療広域連合から、国民健康保険に加入の方は住民課から、それぞれお知らせと支給申請書をお送りしますので、住民課窓口へ提出して下さい。